

社会福祉法人シルバニア  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和6年4月1日

男女ともに職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい  
雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：毎年、自社の女性活躍に関する状況を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 令和6年4月～ 問題点や改善点の有無について、会議等で共有し検討

目標2：年次有給休暇の取得率を1人当たり平均年間75%以上とする。

<対策>

- 令和6年4月～ 半年単位で有給休暇の取得状況を取りまとめ、各部署長で共有し目標達成のため対策を検討